

第2号発議案

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和6年2月22日

提出者	齋	京	四	郎	与	口	善	之	中	川	隆	一
	高	見	美	加	中	村	康	司	笠	原	義	宗
	高	橋	直	揮	樋	口	秀	敏	上	杉	知	之
	小	泉		勝	杉	井		旬	渡	辺	和	光
	市	村	浩	二								

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 楡井辰雄様

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合 <u>（新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）第33条の2第2項の規定により出席したものとみなされた場合を除く。第3項において同じ。）</u>は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。